

## 第40回広島大学経営協議会議事要録

日 時 平成25年3月21日（木） 13時10分～14時16分

場 所 広島大学学士会館（2階「レセプションホール」）

出席者 学外委員：有本，大南，小笠原，川本，北島，佃の各委員  
学内委員：浅原，坂越，上，土屋，岡本，平野の各委員

列席者 川崎副学長，富永副学長，平川副学長，西口監事，間田監事，竹内学長補佐，相田学長補佐，坂下学長特命補佐，三嶋学長特命補佐，飛田副理事，松浦副理事，野呂瀬副理事，高谷副理事，安井副理事，相原副理事，渡邊副理事，森副理事，加藤副理事，高橋副理事，坂田副理事，三井副理事，甲斐副図書館長，河村学長支援グループリーダー，寺本法学部長，宜名眞経済学部長，吉栖医学部長，菅井歯学部長，杉山薬学部長（代理），吉田総合科学研究科長，勝部文学研究科長，棚橋教育学研究科長（代理），西村社会科学研究科長，出口理学研究科長，高畠先端物質科学研究科長，吉田工学研究院長，谷口生物圏科学研究科長，小林医歯薬保健学研究院長，梯医歯薬保健学研究院副研究院長，藤原国際協力研究科長，木下法務研究科長，神谷原爆放射線医科学研究所長，高萩評価委員会委員長

（開会）

浅原学長から，開会に当たり挨拶及び委員の紹介があった。

（議事1）

### ● 平成25年度年度計画について

（浅原学長提案・説明，別紙1）

◇ 平成25年度年度計画については，中期計画に基づく平成25年度の業務運営に関する計画として，今年度末までに文部科学大臣に届け出ることとなっており，平成24年度年度計画の進捗状況を踏まえ，平成25年度年度計画案を作成した。

なお，「Ⅰ 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」から「Ⅴ その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置」及び別表（学部の学科，研究科の専攻等の名称と学生収容定員，附属学校の収容定員・学級数）のうち，経営に関する事項以外については，教育研究評議会において既に審議済みである。

以上の提案・説明があり，審議の結果，原案のとおり承認し，役員会へ付議することとした。

（議事2）

### ● 平成25年度当初予算について

（浅原学長提案，平野理事（財務・総務担当）説明，別紙2）

◇ 平成25年度当初予算については，「平成25年度予算編成の基本方針」（第38回経営協議会（平成24年11月15日開催）承認）に沿った「平成25年度予算編成方針」（第173回役員会（平成25年2月12日開催）承認）に基づき作成した。平成25年度においては，大学改革促進係数の運用による予算の削減がなされているとともに，給与改定臨時特例法に準ずる給与削減相当額が減額されており，引き続き厳しい状況である。管理的経費を中心とした徹底的な削減などの対応を行う一方で，引き続き，教育研究に必要な基盤的経費を確保しつつ，学内の共通財源を特別事業経費に集約し，弾力的・機動的に充当できる予算を確保した。これにより，限られた財源を有効に活用し，第二期中期目標・中期計画の確実な実施を図ることとする。

平成 25 年度の予算総額は、運営費交付金、自己収入に施設整備費補助金等を加えた 826.6 億円となる。平成 24 年度補正後予算総額と比べて 47.3 億円の増である。

予算編成の主なポイントとして、①大学改革促進係数の運用による運営費交付金削減（△2.33 億円）への対応、②基盤的経費（学士課程基盤教育費、教育研究基盤経費）の確保、③基盤的経費を除く物件費の削減（対前年度△5.0%）、④共通人件費の削減（平成 24 年度補正後予算額を基礎として△1.0%）、⑤授業料免除枠の拡大（学部・修士課程：8.3%→9.3%）、⑥特別事業経費への予算集約による重点事業（学長のリーダーシップによる事業実施及び全学的な教育研究環境整備事業等）への充当（13.2 億円）、⑦文部科学省特別経費（プロジェクト分、共同利用・共同実施分等）を活用した特色ある事業の展開（12.18 億円）、⑧外部資金（受託研究・共同研究・受託事業、寄附金、補助金等）の積極的な獲得（113.47 億円）、⑨病院収入の増収を図り、地域の拠点病院としての機能を強化（267.65 億円、対前年度 2.41 億円の増収見込）がある。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

### （議事 3）

#### ● 長期借入金償還計画等について

（浅原学長提案、平野理事（財務・総務担当）説明、別紙 3）

◇ 法人化以前に、財政投融资資金を財源とする国の予算で整備した病院の建物、設備に関する借入金残高は、平成 16 年 4 月に各国立大学法人に承継され「国立大学財務・経営センター債務負担金」として償還していく必要があり、また、法人化後に借入れたもの及び新規に借り入れるものを含めて、文部科学大臣へ償還計画を提出するとともに、借入金認可申請を行い、認可を受けて借入れ及び償還していく必要がある。

長期借入金償還計画は、国立大学法人法第 34 条の規定に基づき、毎年文部科学省へ提出が必要なものであり、借入時の条件により平成 25 年度以降の償還計画を整理したものである。

平成 24 年度末の債務総額は元金が約 201 億円であり、平成 25 年度の償還は、元金約 12 億 3 千万円、利息約 3 億 9 千万円の計約 16 億円となり、平成 25 年度当初予算（案）において、診療経費で計上している。

また、平成 25 年度概算要求において要求していた「診療棟」（3,579,615 千円）及び「医療支援センター改修」（1,430,730 千円）が認められたことにより、平成 25 年度に借り入れる予定の長期借入金認可申請を文部科学省へ行う。平成 25 年度の新規借入上限額は約 50 億円となり、今後 25 年間で利息を含め約 64 億 6 千万円を償還する。なお、借入は平成 25 年 7 月及び平成 25 年度末を予定している。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

なお、次の事項について質疑応答が行われた。

- ・ 診療棟の整備による病院収入増の見込みについて

### （議事 4）

#### ● 職員宿舎の将来計画に関する基本方針について

（浅原学長提案・平野理事（財務・総務担当）説明、別紙 4）

◇ 「広島大学の機能強化に向けた行動計画 2012」及び政策評価・独立行政法人評価委員会による「平成 23 年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について」を踏まえ、保有資産の有効活用及び見直しの観点から、本学の職員宿舎の将来計画に関する基本方針を策定するものである。

職員宿舎は、事務・事業を円滑に実施する上で真に必要なものに限定し、主として福利厚生（生活支援）の目的で使用しないこととする。また、原則として新築及び建替は行わず、建築後 40 年を経過

したものについては計画的に廃止することとする。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

なお、次の事項について質疑応答が行われた。

- ・ 既存の職員宿舎の活用策について

#### (議事 5)

##### ● 就業規則の改正について

(浅原学長提案，平野理事（財務・総務担当）説明，別紙 5)

- ◇ 就業規則及び関連規則の主な改正点（平成25年4月1日施行分）は、①労働契約法の改正への対応、②高年齢者雇用安定法の改正への対応、③若年・中堅層に対する昇給抑制分の号俸調整、④諸手当の見直し、⑤育児部分休業の拡大、である。

なお、給与の支給減額措置への対応（支給減額期間における緩和措置）については、当分の間継続する。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、各事業場の過半数代表者からの意見書を付して役員会へ付議することとした。

なお、次の事項について質疑応答が行われた。

- ・ 職員の任期の取扱いについて
- ・ 科学研究費補助金の採択率向上のための体制整備について

#### (議事 6)

##### ● 平成24年度における外部資金獲得者等に対するインセンティブの付与について

(浅原学長提案，平野理事（財務・総務担当）説明，別紙 6)

- ◇ 間接経費が措置される外部資金の獲得により、大学運営における財務上の貢献が特に顕著であったと認める者等について、その獲得に対する処遇を行うことにより、本学の研究活動の一層の活性化を図るとともに、優秀な人材の確保に資することとする。

これに伴い、「平成24年度における外部資金獲得者に対するインセンティブ付与の措置要項」を制定し、外部資金の獲得額に応じて報奨金を支給又は研究費を配分することとする。なお、各事業場の過半数代表からの意見聴取を行い、意見書が提出されている。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

なお、次の事項について質疑応答が行われた。

- ・ インセンティブ付与のあり方について

#### (議事 7)

##### ● 平成24年度における広島大学病院診療貢献手当の措置について

(浅原学長提案，平野理事（財務・総務担当）説明，別紙 7)

- ◇ 広島大学病院において、診療業務における貢献が著しい医師及び歯科医師等並びに診療活動への貢献が著しい看護職員の処遇改善を図ること等のため、貢献手当を支給したい旨、病院長から申入れがあった。

検討した結果、「平成24年度における広島大学病院診療従事者に対する診療貢献手当に関する措置要項」及び「平成24年度における広島大学病院看護職員に対する診療貢献手当に関する措置要項」を制定し、手当を支給することとする。

なお、東広島地区及び霞地区各事業場の過半数代表からの意見聴取を行い、意見書が提出されている。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

なお、次の事項について質疑応答が行われた。

- ・ 支給額の算定基準のあり方について
- ・ 手当の支給に関する大学の説明責任について

#### （議事8）

##### ● 役員の退職手当に係る業績の勘案について

（浅原学長提案・説明，別紙8）

◇ 役員が職員となることに伴う退職手当については、この度の役員退任に伴う退職手当は支給しないが、将来職員を退職する際の退職手当支給に当たり、役員在職期間における業績の勘案を行う必要がある規定になっている。

平成25年3月31日限りで役員を退任する理事1名の退職手当に係る役員の在職期間に対する業績勘案率は、それぞれ基本の「100/100」とする。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

#### （報告1）

##### ● 経営協議会学外委員からの指摘事項への対応について

（浅原学長報告，資料1）

◇ 広島大学経営協議会（第11回～第39回）において学外委員から指摘のあった事項に対する本学の対応状況について、資料により報告があった。

なお、次の事項について質疑応答が行われた。

- ・ TOEICの卒業要件化について

以 上